

平成30年9月市議会定例会 提出議案

議案種別	件数(件)
決算議案	27
条例議案	10
一般議案	12
補正予算議案	7
合計	56

平成30年9月市議会定例会 提出議案件名

番号	件名	提出局
1	平成29年度北九州市一般会計決算について	会計室
2	平成29年度北九州市国民健康保険特別会計決算について	
3	平成29年度北九州市食肉センター特別会計決算について	
4	平成29年度北九州市卸売市場特別会計決算について	
5	平成29年度北九州市渡船特別会計決算について	
6	平成29年度北九州市競輪、競艇特別会計決算について	
7	平成29年度北九州市土地区画整理特別会計決算について	
8	平成29年度北九州市土地区画整理事業清算特別会計決算について	
9	平成29年度北九州市港湾整備特別会計決算について	
10	平成29年度北九州市公債償還特別会計決算について	
11	平成29年度北九州市住宅新築資金等貸付特別会計決算について	
12	平成29年度北九州市土地取得特別会計決算について	
13	平成29年度北九州市駐車場特別会計決算について	
14	平成29年度北九州市母子父子寡婦福祉資金特別会計決算について	
15	平成29年度北九州市産業用地整備特別会計決算について	
16	平成29年度北九州市漁業集落排水特別会計決算について	
17	平成29年度北九州市介護保険特別会計決算について	
18	平成29年度北九州市空港関連用地整備特別会計決算について	
19	平成29年度北九州市学術研究都市土地区画整理特別会計決算について	

番号	件 名	提出局
20	平成29年度北九州市臨海部産業用地貸付特別会計決算について	会計室
21	平成29年度北九州市後期高齢者医療特別会計決算について	
22	平成29年度北九州市市民太陽光発電所特別会計決算について	
23	平成29年度北九州市上水道事業会計に係る利益の処分及び決算について	上 下 水道局
24	平成29年度北九州市工業用水道事業会計に係る利益の処分及び決算について	
25	平成29年度北九州市交通事業会計決算について	交通局
26	平成29年度北九州市病院事業会計決算について	病院局
27	平成29年度北九州市下水道事業会計に係る利益の処分及び決算について	上 下 水道局
28	北九州市個人番号の利用に関する条例の一部改正について	総務局
29	北九州市手数料条例の一部改正について	財政局
30	北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	保 健 福祉局
31	北九州市渡船事業条例の一部改正について	産 業 経済局
32	福岡県が施行する農地中間管理機構関連土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例について	
33	北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部改正について	建設局
34	北九州市自転車の放置の防止に関する条例の一部改正について	
35	北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について	建 築 都市局
36	北九州市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について	病院局
37	北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	教 育 委員会
38	高規格救急自動車の取得について	技 術 監理局
39	普通消防ポンプ自動車の架装の取得について	

番号	件 名	提出局
40	30メートル級はしご付消防自動車の取得について	技 術 監理局
41	八幡西消防署移転新築工事請負契約締結について	
42	建物収去土地明渡等請求事件に関する権利の放棄及び和解について	港 湾 空港局
43	土地の取得について	
44	市有地の処分について	
45	市有地の処分について	
46	損害賠償の額の決定及び和解について	上 下 水道局
47	損害賠償の額の決定及び和解について	病院局
48	損害賠償の額の決定及び和解について	教 育 委員会
49	指定管理者の指定について（北九州市立門司病院）	病院局
50	平成30年度北九州市一般会計補正予算について	財政局
51	平成30年度北九州市土地区画整理特別会計補正予算について	
52	平成30年度北九州市公債償還特別会計補正予算について	
53	平成30年度北九州市土地取得特別会計補正予算について	
54	平成30年度北九州市介護保険特別会計補正予算について	
55	平成30年度北九州市上水道事業会計補正予算について	
56	平成30年度北九州市下水道事業会計補正予算について	

No.	件名	要旨
平成 29 年度 決算 規模	一般会計	1 歳入 5,522億6,294万5千円
		2 歳出 5,488億5,956万1千円
		3 形式収支 34億338万4千円
		4 実質収支 17億481万1千円
		5 単年度収支 4億2,596万5千円
	特別会計	1 歳入 5,549億4,016万5千円
		2 歳出 5,370億6,775万5千円
		3 形式収支 178億7,241万円
		4 実質収支 172億9,663万6千円
		5 単年度収支 15億1,124万円
	企業会計	1 収入 979億2,595万1千円
		2 支出 1,189億5,422万円
		3 形式収支 △210億2,826万9千円
		4 補てん財源等 209億3,973万4千円
		5 単年度実質収支 △8,853万5千円
6 28年度末資金剰余 152億4,813万3千円		
7 29年度末資金剰余 151億5,959万8千円		
1	平成29年度北九州市 一般会計 決算について	1 歳入 5,522億6,294万5千円 2 歳出 5,488億5,956万1千円 3 形式収支 34億338万4千円
2	平成29年度北九州市 国民健康保険 特別会計決算について	1 歳入 1,287億467万4千円 2 歳出 1,228億99万7千円 3 形式収支 59億367万7千円

No.	件名	要 旨		
3	平成 29 年度北九州市 食肉センター 特別会計決算について	1	歳入	3 億 8,921 万 6 千円
		2	歳出	2 億 8,539 万 5 千円
		3	形式収支	1 億 382 万 1 千円
4	平成 29 年度北九州市 卸売市場 特別会計決算について	1	歳入	8 億 7,729 万 9 千円
		2	歳出	6 億 9,685 万 7 千円
		3	形式収支	1 億 8,044 万 2 千円
5	平成 29 年度北九州市 渡船 特別会計決算について	1	歳入	4 億 1,127 万 6 千円
		2	歳出	3 億 2,383 万円
		3	形式収支	8,744 万 6 千円
6	平成 29 年度北九州市 競輪、競艇 特別会計決算について	1	歳入	1,230 億 2,824 万 1 千円
		2	歳出	1,200 億 3,797 万 6 千円
		3	形式収支	29 億 9,026 万 5 千円
7	平成 29 年度北九州市 土地区画整理 特別会計決算について	1	歳入	17 億 2,222 万 6 千円
		2	歳出	14 億 8,948 万 1 千円
		3	形式収支	2 億 3,274 万 5 千円
8	平成 29 年度北九州市 土地区画整理事業清算 特別会計決算について	1	歳入	354 万円
		2	歳出	96 万 3 千円
		3	形式収支	257 万 7 千円
9	平成 29 年度北九州市 港湾整備 特別会計決算について	1	歳入	56 億 8,393 万 7 千円
		2	歳出	42 億 583 万円
		3	形式収支	14 億 7,810 万 7 千円

No.	件名	要 旨		
10	平成 29 年度北九州市 公債償還 特別会計決算について	1	歳入	1,737 億 4,300 万 9 千円
		2	歳出	1,737 億 4,300 万 9 千円
		3	形式収支	0 千円
11	平成 29 年度北九州市 住宅新築資金等貸付 特別会計決算について	1	歳入	2 億 6,049 万 7 千円
		2	歳出	1,272 万 5 千円
		3	形式収支	2 億 4,777 万 2 千円
12	平成 29 年度北九州市 土地取得 特別会計決算について	1	歳入	20 億 6,112 万 9 千円
		2	歳出	20 億 6,101 万 6 千円
		3	形式収支	11 万 3 千円
13	平成 29 年度北九州市 駐車場 特別会計決算について	1	歳入	5 億 2,345 万 5 千円
		2	歳出	3 億 956 万 4 千円
		3	形式収支	2 億 1,389 万 1 千円
14	平成 29 年度北九州市 母子父子寡婦福祉資金 特別会計決算について	1	歳入	7 億 2,807 万 7 千円
		2	歳出	3 億 537 万 1 千円
		3	形式収支	4 億 2,270 万 6 千円
15	平成 29 年度北九州市 産業用地整備 特別会計決算について	1	歳入	15 億 8,102 万 5 千円
		2	歳出	2 億 9,741 万 1 千円
		3	形式収支	12 億 8,361 万 4 千円
16	平成 29 年度北九州市 漁業集落排水 特別会計決算について	1	歳入	4,449 万 3 千円
		2	歳出	2,750 万 4 千円
		3	形式収支	1,698 万 9 千円

No.	件名	要 旨		
17	平成 29 年度北九州市 介護保険 特別会計決算について	1	歳入	948 億 2,874 万 2 千円
		2	歳出	922 億 9,622 万 6 千円
		3	形式収支	25 億 3,251 万 6 千円
18	平成 29 年度北九州市 空港関連用地整備 特別会計決算について	1	歳入	2,402 万 1 千円
		2	歳出	123 万 9 千円
		3	形式収支	2,278 万 2 千円
19	平成 29 年度北九州市 学術研究都市土地区画 整理 特別会計決算について	1	歳入	41 億 2,274 万 3 千円
		2	歳出	25 億 7,157 万 4 千円
		3	形式収支	15 億 5,116 万 9 千円
20	平成 29 年度北九州市 臨海部産業用地貸付 特別会計決算について	1	歳入	6 億 3,448 万 2 千円
		2	歳出	6 億 3,448 万 2 千円
		3	形式収支	0 千円
21	平成 29 年度北九州市 後期高齢者医療 特別会計決算について	1	歳入	153 億 6,042 万 2 千円
		2	歳出	148 億 9,660 万 2 千円
		3	形式収支	4 億 6,382 万円
22	平成 29 年度北九州市 市民太陽光発電所 特別会計決算について	1	歳入	2 億 766 万 1 千円
		2	歳出	6,970 万 3 千円
		3	形式収支	1 億 3,795 万 8 千円



No.	件名	要旨																					
23	平成 29 年度北九州市 上水道事業会計に係る 利益の処分及び決算に ついて	<table> <tr> <td>1</td> <td>収入</td> <td>244 億 22 万 2 千円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>支出</td> <td>319 億 8,729 万 5 千円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>形式収支</td> <td>△75 億 8,707 万 3 千円</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>補てん財源等</td> <td>80 億 1,559 万 4 千円</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>単年度実質収支</td> <td>4 億 2,852 万 1 千円</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>28 年度末資金剰余</td> <td>56 億 3 万 8 千円</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>29 年度末資金剰余</td> <td>60 億 2,855 万 9 千円</td> </tr> </table>	1	収入	244 億 22 万 2 千円	2	支出	319 億 8,729 万 5 千円	3	形式収支	△75 億 8,707 万 3 千円	4	補てん財源等	80 億 1,559 万 4 千円	5	単年度実質収支	4 億 2,852 万 1 千円	6	28 年度末資金剰余	56 億 3 万 8 千円	7	29 年度末資金剰余	60 億 2,855 万 9 千円
1	収入	244 億 22 万 2 千円																					
2	支出	319 億 8,729 万 5 千円																					
3	形式収支	△75 億 8,707 万 3 千円																					
4	補てん財源等	80 億 1,559 万 4 千円																					
5	単年度実質収支	4 億 2,852 万 1 千円																					
6	28 年度末資金剰余	56 億 3 万 8 千円																					
7	29 年度末資金剰余	60 億 2,855 万 9 千円																					
24	平成 29 年度北九州市 工業用水道事業会計に 係る利益の処分及び決 算について	<table> <tr> <td>1</td> <td>収入</td> <td>21 億 6,400 万 9 千円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>支出</td> <td>27 億 4,574 万 6 千円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>形式収支</td> <td>△5 億 8,173 万 7 千円</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>補てん財源等</td> <td>5 億 9,024 万 1 千円</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>単年度実質収支</td> <td>850 万 4 千円</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>28 年度末資金剰余</td> <td>17 億 7,482 万円</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>29 年度末資金剰余</td> <td>17 億 8,332 万 4 千円</td> </tr> </table>	1	収入	21 億 6,400 万 9 千円	2	支出	27 億 4,574 万 6 千円	3	形式収支	△5 億 8,173 万 7 千円	4	補てん財源等	5 億 9,024 万 1 千円	5	単年度実質収支	850 万 4 千円	6	28 年度末資金剰余	17 億 7,482 万円	7	29 年度末資金剰余	17 億 8,332 万 4 千円
1	収入	21 億 6,400 万 9 千円																					
2	支出	27 億 4,574 万 6 千円																					
3	形式収支	△5 億 8,173 万 7 千円																					
4	補てん財源等	5 億 9,024 万 1 千円																					
5	単年度実質収支	850 万 4 千円																					
6	28 年度末資金剰余	17 億 7,482 万円																					
7	29 年度末資金剰余	17 億 8,332 万 4 千円																					
25	平成 29 年度北九州市 交通 事業会計決算について	<table> <tr> <td>1</td> <td>収入</td> <td>19 億 284 万 2 千円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>支出</td> <td>20 億 4,634 万 1 千円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>形式収支</td> <td>△1 億 4,349 万 9 千円</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>補てん財源等</td> <td>7,798 万 9 千円</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>単年度実質収支</td> <td>△6,551 万円</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>28 年度末資金剰余</td> <td>15 億 6,457 万 8 千円</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>29 年度末資金剰余</td> <td>14 億 9,906 万 8 千円</td> </tr> </table>	1	収入	19 億 284 万 2 千円	2	支出	20 億 4,634 万 1 千円	3	形式収支	△1 億 4,349 万 9 千円	4	補てん財源等	7,798 万 9 千円	5	単年度実質収支	△6,551 万円	6	28 年度末資金剰余	15 億 6,457 万 8 千円	7	29 年度末資金剰余	14 億 9,906 万 8 千円
1	収入	19 億 284 万 2 千円																					
2	支出	20 億 4,634 万 1 千円																					
3	形式収支	△1 億 4,349 万 9 千円																					
4	補てん財源等	7,798 万 9 千円																					
5	単年度実質収支	△6,551 万円																					
6	28 年度末資金剰余	15 億 6,457 万 8 千円																					
7	29 年度末資金剰余	14 億 9,906 万 8 千円																					

No.	件名	要旨																					
26	平成 29 年度北九州市 病院 事業会計決算について	<table border="0"> <tr> <td>1</td> <td>収入</td> <td>286 億 2,053 万 4 千円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>支出</td> <td>304 億 5,080 万 2 千円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>形式収支</td> <td>△18 億 3,026 万 8 千円</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>補てん財源等</td> <td>15 億 8,432 万 8 千円</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>単年度実質収支</td> <td>△2 億 4,594 万円</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>28 年度末資金剰余</td> <td>33 億 7,735 万 8 千円</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>29 年度末資金剰余</td> <td>31 億 3,141 万 8 千円</td> </tr> </table>	1	収入	286 億 2,053 万 4 千円	2	支出	304 億 5,080 万 2 千円	3	形式収支	△18 億 3,026 万 8 千円	4	補てん財源等	15 億 8,432 万 8 千円	5	単年度実質収支	△2 億 4,594 万円	6	28 年度末資金剰余	33 億 7,735 万 8 千円	7	29 年度末資金剰余	31 億 3,141 万 8 千円
1	収入	286 億 2,053 万 4 千円																					
2	支出	304 億 5,080 万 2 千円																					
3	形式収支	△18 億 3,026 万 8 千円																					
4	補てん財源等	15 億 8,432 万 8 千円																					
5	単年度実質収支	△2 億 4,594 万円																					
6	28 年度末資金剰余	33 億 7,735 万 8 千円																					
7	29 年度末資金剰余	31 億 3,141 万 8 千円																					
27	平成 29 年度北九州市 下水道事業会計に係る 利益の処分及び決算に ついて	<table border="0"> <tr> <td>1</td> <td>収入</td> <td>408 億 3,834 万 4 千円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>支出</td> <td>517 億 2,403 万 6 千円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>形式収支</td> <td>△108 億 8,569 万 2 千円</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>補てん財源等</td> <td>106 億 7,158 万 2 千円</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>単年度実質収支</td> <td>△2 億 1,411 万円</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>28 年度末資金剰余</td> <td>29 億 3,133 万 9 千円</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>29 年度末資金剰余</td> <td>27 億 1,722 万 9 千円</td> </tr> </table>	1	収入	408 億 3,834 万 4 千円	2	支出	517 億 2,403 万 6 千円	3	形式収支	△108 億 8,569 万 2 千円	4	補てん財源等	106 億 7,158 万 2 千円	5	単年度実質収支	△2 億 1,411 万円	6	28 年度末資金剰余	29 億 3,133 万 9 千円	7	29 年度末資金剰余	27 億 1,722 万 9 千円
1	収入	408 億 3,834 万 4 千円																					
2	支出	517 億 2,403 万 6 千円																					
3	形式収支	△108 億 8,569 万 2 千円																					
4	補てん財源等	106 億 7,158 万 2 千円																					
5	単年度実質収支	△2 億 1,411 万円																					
6	28 年度末資金剰余	29 億 3,133 万 9 千円																					
7	29 年度末資金剰余	27 億 1,722 万 9 千円																					

N o  
2 8

北九州市個人番号の利用に関する条例の一部改正について

(総務局情報政策部情報政策課)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正等に伴い、執行機関が個人番号を利用することができる事務を追加する等のため、関係規定を改めるもの

- 1 執行機関が個人番号を利用することができる事務並びに執行機関内で連携を行うことができる事務及び特定個人情報の追加（別表第1、別表第2関係）

現行	改正後
就労自立給付金の支給	就労自立給付金 <u>若しくは進学準備給付金</u> の支給

- 2 執行機関内で連携を行うことができる事務及び特定個人情報の整理（別表第2関係）

連携を行う根拠について定めた規定に重複が生じたため、一方の規定を削除する等、規定の整備を行う。

- 3 施行期日

1 は、公布の日

2 は、規則で定める日

N o  
2 9

北九州市手数料条例の一部改正について

(財政局財務部財政課)

建築基準法の一部改正等に伴い、接道規制の適用除外に係る認定の申請に対する審査に係る手数料を新設する等のため、関係規定を改めるもの

1 手数料の新設（別表関係）

手数料を徴収する事務	手数料の金額
建築基準法第43条第2項第1号の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査	1件につき27,000円
建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	1件につき160,000円

2 手数料の廃止（別表関係）

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録の申請に対する審査等に係る手数料を廃止する。

3 施行期日

1 は、規則で定める日

2 は、公布の日

N o  
3 0

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

(保健福祉局障害福祉部障害者支援課)

社会福祉施設を移転する等のため、関係規定を改めるもの

1 北九州市立総合療育センターの移転（別表第1関係）

現 行	改正後
北九州市小倉南区春ヶ丘10番2号	北九州市小倉南区春ヶ丘10番4号

2 障害者福祉工場及び障害者生活支援施設の廃止（別表第1関係）

名 称	位 置
北九州市立日明リサイクル工房	北九州市小倉北区西港町96番地の2
北九州市立若松工芸舎	北九州市若松区二島五丁目18番9号

3 施行期日

平成30年11月1日

N o  
3 1

北九州市渡船事業条例の一部改正について

(産業経済局総務政策部渡船事業所)

小倉渡船使用料の適正化を図る等のため、関係規定を改めるもの

1 小倉渡船使用料の適正化 (別表第2関係)

(1) 普通運賃

種別	区間	現行		改正後	
		大人	小児	大人	小児
普通券	小倉～藍島	400円	200円	600円	300円
	小倉～馬島	280円	140円	420円	210円
	馬島～藍島	120円	60円	180円	90円

(2) 往復運賃 (馬島又は藍島から乗船する場合)

区間	現行		改正後	
	大人	小児	大人	小児
藍島～小倉	560円	280円	840円	420円
馬島～小倉	400円	200円	590円	300円
馬島～藍島	170円	90円	260円	130円

(3) 定期券運賃

種別	区間	現行	改正後
		1月	1月
通勤定期	小倉～藍島	7,200円	7,920円
	小倉～馬島	5,040円	5,550円

(次頁に続く)

(続き)

通学定期	小倉～藍島	4,800円	5,040円
	小倉～馬島	3,360円	3,530円

(4) 貨物運賃

重量	区間	現行	改正後
30キログラム以下	小倉～藍島	60円	70円
60キログラム以下	小倉～藍島	120円	130円
	小倉～馬島	80円	90円
	馬島～藍島	80円	90円
60キログラムを超えるもの	小倉～藍島	30キログラムまでを増すごとに60円を増す	30キログラムまでを増すごとに70円を増す

2 小倉渡船使用料の特別企画運賃の新設（別表第2関係）

小倉から乗船し、当該乗船地と馬島又は藍島の間を往復する場合の往復運賃の3割以内の額を割引した額の範囲内において規則で定める額とする。

3 施行期日

平成31年4月1日

<p>N o 3 2</p>	<p>福岡県が施行する農地中間管理機構関連土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例について  (産業経済局農林水産部農林課)</p>
<p>土地改良法の規定により福岡県が施行する農地中間管理機構が農地中間管理権を有する農用地を対象とする申請によらない土地改良事業に係る特別徴収金に関し必要な事項を定めるもの</p> <p>1 条例の内容</p> <p>(1) 趣旨 (第1条)</p> <p>(2) 定義 (第2条)</p> <p>(3) 特別徴収金の徴収 (第3条)</p> <p>市は、農地中間管理機構関連土地改良事業の施行に係る地域内にある農用地につき法第91条の2第6項各号のいずれかに掲げる者が、当該各号に定める場合に該当するときは、その者から、特別徴収金を徴収することを定める。</p> <p>(4) 特別徴収金の額 (第4条)</p> <p>(5) 特別徴収金の免除等 (第5条)</p> <p>(6) 審査請求 (第6条)</p> <p>(7) 委任 (第7条)</p> <p>2 施行期日</p> <p>公布の日</p>	



No 33	北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部改正について  (建設局道路部道路維持課)
----------	---

自転車駐車を移転するため、関係規定を改めるもの

1 自転車駐車の移転（別表第6関係）

(1) 北九州市立八幡駅前自転車駐車場

現 行	改正後
北九州市八幡東区西本町三丁目5番及び6番	北九州市八幡東区西本町三丁目5番

(2) 北九州市立折尾駅前自転車駐車場

現 行	改正後
北九州市八幡西区北鷹見町12番	北九州市八幡西区南鷹見町13番

2 施行期日

規則で定める日

N o  
3 4

北九州市自転車の放置の防止に関する条例の一部改正について

(建設局道路部道路維持課)

自転車への住所等の明記に係る努力義務を廃止する等のため、関係規定を改めるもの

1 自転車の所有者の責務の見直し (第4条関係)

現行	改正後
自転車の所有者は、 <u>当該自転車の見やすい箇所に自己の住所及び氏名又は名称を明記するとともに、当該自転車について防犯登録を受けるように努めなければならない。</u>	自転車の所有者は、当該自転車について <u>防犯登録を受けなければならない。</u>

2 自転車小売業者の責務の見直し (第5条関係)

現行	改正後
自転車の小売を業とする者は、自転車の販売に当たっては、 <u>自転車の購入者に対し、住所及び氏名又は名称の明記並びに自転車の防犯登録の勧奨に努めなければならない。</u>	自転車の小売を業とする者は、自転車の販売に当たっては、 <u>自転車の購入者に対し、防犯登録の勧奨に努めなければならない。</u>

3 施行期日

公布の日

<p>N o 3 5</p>	<p>北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について</p> <p style="text-align: right;">(建築都市局計画部都市計画課)</p>
<p>北九州広域都市計画地区計画の変更等に伴い、関係規定を改めるもの</p> <p>1 建築基準法の一部改正に伴う規定の整備</p> <p>(1) 建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の算定の基礎となる延べ面積に算入しないこととする床面積について、建築基準法及び建築基準法施行令の規定を引用して規定する。(第5条関係)</p> <p>(2) 建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度の制限を緩和する建築物について、建築基準法の規定を引用して規定し、当該制限を緩和する建築物に、準防火地域内にある準耐火建築物等を加える。(第6条関係)</p> <p>2 変更する地区整備計画区域(別表第2関係)</p> <p>曾根地区地区整備計画区域</p> <p>3 施行期日</p> <p>1 (1) 及び 2 は、公布の日</p> <p>1 (2) は、規則で定める日</p>	

N o  
3 6

北九州市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

(病院局経営課)

北九州市立八幡病院の病床数を変更するため、関係規定を改めるもの

1 北九州市立八幡病院の病床数の変更 (別表第1関係)

現行	改正後
439床	350床

2 施行期日

平成30年10月1日

No  
37

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

(教育委員会中央図書館庶務課)

図書館を新設する等のため、関係規定を改めるもの

1 図書館の新設（別表第2関係）

名称	北九州市立子ども図書館
位置	北九州市小倉北区城内4番1号

2 北九州市立八幡図書館の駐車場使用料の設定（別表第3関係）

駐車を開始したときから60分を超える時間について1台につき30分又はその端数ごとに100円以内で教育委員会が定める額とする。

3 施行期日

規則で定める日

No 38	高規格救急自動車の取得について  <p>(技術監理局契約部契約課)</p>
1	品名 高規格救急自動車
2	数量 3台
3	買入れ予定金額 1億368万円

No 39	普通消防ポンプ自動車の架装の取得について  (技術監理局契約部契約課)
<p>1 品名 普通消防ポンプ自動車の架装</p> <p>2 数量 5台</p> <p>3 買入れ予定金額 1億4,472万円</p>	

No 40	30メートル級はしご付消防自動車の取得について  <p style="text-align: right;">(技術監理局契約部契約課)</p>
	<p>1 品名 30メートル級はしご付消防自動車</p> <p>2 数量 1台</p> <p>3 買入れ予定金額 2億1,529万8,000円</p>



<p>N o 4 1</p>	<p>八幡西消防署移転新築工事請負契約締結について  (技術監理局契約部契約課)</p>
<p>1</p>	<p>契約金額            6 億 7, 8 2 4 万円</p>
<p>2</p>	<p>契約方法            一般競争入札</p>
<p>3</p>	<p>工      期            契約締結の日から平成 3 1 年 1 2 月 2 5 日まで</p>
<p>4</p>	<p>契約の相手方    小倉南区葛原五丁目 2 番 5 号 株式会社瀬口組</p>

<p>N o 4 2</p>	<p>建物収去土地明渡等請求事件に関する権利の放棄及び和解について  (港湾空港局港営部港営課)</p>
<p>建物収去土地明渡等請求事件に関して、次のとおり権利を放棄し、及び和解するもの</p> <p>1 相手方 北九州市門司区 民間会社</p> <p>2 和解事項概要</p> <p>(1) 相手方は、北九州市に対し、次の債務があることを確認する。</p> <p>ア 物件目録概要(3)記載の土地及び埋設物目録記載の上下水道管が埋設されている土地（以下「本件土地等」という。）の 占有使用料 2, 4 5 4 万 8 0 0 円</p> <p>イ 本件土地等の使用料相当損害金 5 4 9 万 2, 6 4 0 円及び平成 3 0 年 8 月 1 日から支払済みまで月額 3 4 万 3, 2 9 0 円（月額計算）による金額</p> <p>ウ 物件目録概要(1)記載の建物（以下「本件建物」という。）の固定資産税等 6 7 2 万 6 0 0 円</p> <p>エ ア及びウに係る北九州市の条例の規定による延滞金</p> <p>(2) 北九州市、相手方及び利害関係人 A（以下「A」という。）は、相手方が北九州市に負う(1)の債務のうち、(1)ア、イ（平成 3 0 年 7 月末日までの金額に限る。）及びウの債務の合計額 (次頁に続く)</p>	

(続き)

3, 675万4,040円の債務をAが併存的に引き受けることに合意する。

(3) 相手方及びAは、北九州市に対し、(2)の金員3, 675万4, 040円を、平成30年10月18日(以下「本件決済日」という。)限り、連帯して、所定の納付書により北九州市が指定する金融機関に納付する方法により支払う。ただし、本件決済日は、やむを得ない事由があるときは、北九州市、相手方及びAの協議にて、平成30年10月末日までの範囲内で変更することができる。

(4) 相手方は、Aが(3)の支払をしたときは、相手方がAに対し同額の求償債務を負うことを確認する。

(5) 北九州市は、相手方及びAが本件決済日限り、本和解の契約に基づき履行すべき債務を全て履行し、かつ、相手方が(1)エの延滞金について減免申請をし、当該申請が北九州市の条例等に規定する減免の要件を満たすと認められるときは、当該条例等に基づき延滞金を減免する。

(6) 北九州市は、相手方及びAが本件決済日限り、本和解の契約に基づき履行すべき債務を全て履行したときは、(1)イの債権のうち平成30年8月以降に発生した分を放棄する。

(7) 相手方は、Aに対し本件建物及び埋設物目録記載の上下水道管(以下「本件建物等」という。)並びに本件建物内の残置物(以下「残置物」という。)を売り、Aは、これらを買受ける。

(8) 相手方は、Aに対し本件決済日限り、本件建物につき、本件決済日付け売買を原因とする所有権移転登記手続をし、かつ、本件建物等及び残置物を引き渡す。

(9) 相手方及びAは、(3)の規定により相手方がAに対して負う

(次頁に続く)

(続き)

求償債務と(7)の規定によりAが相手方に対して負う売買代金債務とを、本件決済日限り、対当額にて相殺する。ただし、相手方及びAは、北九州市に対し、(7)に規定する売買が無効、取消、解除等により効力を喪失し、本号の規定による相殺ができない場合であっても、Aが北九州市に負う(3)の規定による債務の支払義務を免れないことを確認する。

(10) A及び利害関係人B(以下「B」という。)は、北九州市に対し、本件建物において国際ターミナル事業及びこれに関連する事業を行うことを確認する。

(11) 北九州市は、Aが(7)の規定に基づき本件建物等を買収した後、本件土地等に関し、Aが本件建物で国際ターミナル事業を営むことを目的として適正な使用許可申請をしたときは、北九州市の条例に基づき、本件土地等をAが使用することを許可するものとする。

(12) 北九州市、相手方、A及びBは、相手方及びAが本件決済日限り、本和解の契約に基づき履行すべき債務を全て履行したときは、北九州市と相手方、A及びBの間には、本件訴訟事件に関し、本和解の契約に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(13) 北九州市は、相手方、A及びBが本件決済日限り、本和解の契約に基づき履行すべき債務を全て履行したときは、本件訴訟事件の訴えを取り下げ、相手方は同取下げに同意する。

### 3 物件目録概要

#### (1) 建物

所 在	北九州市門司区西海岸一丁目33番地先
家屋番号	33番

(次頁に続く)

(続き)

種 類	事務所
構 造	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建
床 面 積	979.96平方メートル

(2) 土地

公有水面埋立ての竣功の認可（平成元年北九州市告示第302号）に記載された埋立地（面積8万2,242.99平方メートル）

(3) 土地

(2)の土地中、(1)の建物の敷地である部分（面積1,814.87平方メートル）

No 43	土地の取得について  <p style="text-align: right;">(港湾空港局整備保全部計画課)</p>
<p>若松区響町一丁目に所在する土地を若松区響灘臨海工業団地立地促進事業用地として買い入れるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 土地の地目及び所在地 宅地 若松区響町一丁目104番1</li> <li>2 土地の面積 1万4,889.97㎡</li> <li>3 買入れ予定金額 1億8,107万6,088円</li> </ol>	

No 44	市有地の処分について  <p style="text-align: right;">(港湾空港局整備保全部計画課)</p>
<p>門司区新門司北三丁目に所在する市有地を流通保管施設用地として 売り払うもの</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 土地の地目及び所在地 雑種地 門司区新門司北三丁目1番25</li> <li>2 土地の面積 1万8,641.35㎡</li> <li>3 売払い予定金額 4億1,383万7,970円</li></ol>	

<p>N o 4 5</p>	<p>市有地の処分について</p> <p style="text-align: right;">(港湾空港局整備保全部計画課)</p>
<p>若松区響町一丁目に所在する市有地を工場用地として売り払うもの</p> <p>1 土地の地目及び所在地 宅地 若松区響町一丁目120番15</p> <p>2 土地の面積 1万1,213.76㎡</p> <p>3 売払い予定金額 2億633万3,184円</p>	



No 46	<p>損害賠償の額の決定及び和解について</p> <p style="text-align: right;">(上下水道局総務経営部広域事業課)</p>
<p>平成30年3月27日に北九州市門司区清見一丁目14番付近において発生した下水道管の損傷に伴い道路が陥没し、通行中の車両を損傷した事故について、損害賠償の額を決定し、及び和解するもの</p> <p>1 相手方 北九州市門司区 民間会社</p> <p>2 損害賠償の額 417万6,816円</p> <p>3 和解事項</p> <p>(1) 北九州市は、相手方に対し、本件事故の損害賠償金として金417万6,816円を支払うものとする。</p> <p>(2) 北九州市は、本和解成立の日から1箇月以内に、相手方の指定する金融機関の口座に損害賠償金を振り込んで支払う。</p> <p>(3) 北九州市及び相手方は、本件事故に関し、北九州市と相手方との間には、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認するとともに、それぞれ相手方に対して、裁判上又は裁判外において、何らの請求及び異議申立てをしない。</p> <p>(4) 本和解の契約書の作成に関する費用は、北九州市の負担とする。</p>	

<p>N o 4 7</p>	<p>損害賠償の額の決定及び和解について</p> <p style="text-align: right;">(病院局総務課)</p>
<p>平成27年4月23日に北九州市立医療センターで実施したCT検査の結果の確認漏れにより、当該検査を受けた患者の肺がんの治療開始が平成28年3月8日まで遅れた事故について、損害賠償の額を決定し、及び和解するもの</p> <p>1 相手方 北九州市小倉北区 女性</p> <p>2 損害賠償の額 2,000万円</p> <p>3 和解事項</p> <p>(1) 北九州市は、相手方に対し、本件事故の損害賠償金として金2,000万円を支払うものとする。</p> <p>(2) 北九州市は、本和解成立の日から1箇月以内に、相手方の指定する金融機関の口座に損害賠償金を振り込んで支払う。</p> <p>(3) 北九州市及び相手方は、本件事故に関し、北九州市と相手方との間には、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認するとともに、それぞれ相手に対して、何らの請求及び異議申立てをしない。</p> <p>(4) 相手方は、本件事故における患者の医療行為に関与した医師、看護師等に対し、何らの請求をしないものとする。</p> <p>(5) 本和解の契約書の作成に関する費用は、北九州市の負担とする。</p>	

<p>N o 4 8</p>	<p>損害賠償の額の決定及び和解について  (教育委員会教職員部教職員課)</p>
<p>平成28年9月9日に小倉南区内の市立中学校で体育大会の準備中に生徒が左手を負傷した事故について、損害賠償の額を決定し、及び和解するもの</p> <p>1 相手方 北九州市小倉南区 女性</p> <p>2 損害賠償の額 376万5,627円</p> <p>3 和解事項</p> <p>(1) 北九州市は、相手方に対し、本件事故の損害賠償金として、相手方が独立行政法人日本スポーツ振興センターから災害共済給付を受けた金98万2,986円を除く、金376万5,627円を支払うものとする。</p> <p>(2) 北九州市は、本和解成立の日から1箇月以内に、相手方の指定する金融機関の口座に損害賠償金を振り込んで支払う。</p> <p>(3) 北九州市及び相手方は、本件事故に関し、北九州市と相手方との間には、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認するとともに、それぞれ相手に対して、裁判上又は裁判外において、何らの請求及び異議申立てをしない。</p> <p>(4) 本和解の契約書の作成に関する費用は、北九州市の負担とする。</p>	

<p>N o 4 9</p>	<p>指定管理者の指定について（北九州市立門司病院）</p> <p style="text-align: right;">（病院局経営課）</p>
<p>北九州市立門司病院について、指定管理者を指定するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 指定管理者に管理を行わせる施設 北九州市立門司病院</li> <li>2 指定管理者に指定する者 医療法人茜会</li> <li>3 指定する期間 平成31年4月1日から平成41年3月31日まで</li> </ol>	

No.	件名	要 旨	
平成 30 年度 予算 規模	区 分	補正額の合計	補正後の予算総額
	一般会計	105 億 1,247 万 1 千円	5,735 億 1,697 万 1 千円
	特別会計	16 億 9,581 万 6 千円	4,036 億 8,871 万 6 千円
	企業会計	8 億 3,500 万円	2,415 億 7,438 万円
	合 計	130 億 4,328 万 7 千円	1 兆 2,187 億 8,006 万 7 千円
50	平成 30 年度北九州市 一般会計 補正予算について	1 補正額 105 億 1,247 万 1 千円 2 総 額 5,735 億 1,697 万 1 千円	
51	平成 30 年度北九州市 土地区画整理特別会計 補正予算について	1 補正額 3 億 4,130 万円 2 総 額 21 億 4,630 万円	
52	平成 30 年度北九州市 公債償還特別会計 補正予算について	1 補正額 2 億 6,880 万円 2 総 額 1,681 億 2,480 万円	
53	平成 30 年度北九州市 土地取得特別会計 補正予算について	1 補正額 2 億 6,880 万円 2 総 額 43 億 7,380 万円	

54	平成 30 年度北九州市 介護保険特別会計 補正予算について	1 補正額 8 億 1,691 万 6 千円 2 総 額 986 億 3,191 万 6 千円
55	平成 30 年度北九州市 上水道事業会計 補正予算について	1 補正額 1 億 8,500 万円 2 総 額 344 億 8,626 万円
56	平成 30 年度北九州市 下水道事業会計 補正予算について	1 補正額 6 億 5,000 万円 (債務負担) 12 億円 2 総 額 519 億 378 万円